

第十六号様式(第五条の二の六関係)

表
縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 書	第 号 令和 年 月 日交付
所 属	職 氏 名
都道府県知事	
㊟	
右の者は、児童福祉法施行令第三条の二第七項、第八項及び第九項の規定により指導又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。	

裏

児童福祉法施行令第三条の二(略)
②③⑥(略)
⑦ 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要ながあると認めるときは、その必要な限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
⑧ 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
⑨ 第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められてものと解釈してはならない。
⑩・⑪(略)